

保健福祉課 国民健康保険係(131・133)

# 国保へ加入・やめるときは必ず届け出を！

国保(国民健康保険)に加入するとき、やめるときなどには、14日以内に国保の窓口へ届け出が必要です。届け出は世帯主がおこないます。

国保に加入するとき		国保をやめるとき	
	届け出に必要なもの		届け出が必要なもの
他の市町村からの転入★	・転出証明書	他の市町村への転出★	・国保被保険者証
職場の健康保険をやめたとき	・離職票 または 資格喪失通知書	職場の健康保険に加入したとき	・職場の健康被保険証 または資格取得通知書
家族の健康保険の扶養から外れたとき	・資格喪失通知書	家族の健康保険の扶養に入ったとき	・国保被保険者証
子どもが産まれたとき★	・母子手帳	国保被保険者が亡くなったとき★	・死亡を証明するもの ・国保被保険者証
生活保護が廃止されたとき	・生活保護廃止決定通知書	生活保護が開始されたとき	・生活保護開始決定通知書 ・国保被保険者証
その他に届け出が必要なとき			
	届け出に必要なもの		
同じ町内で住所が変わったとき★	・国保被保険者証		
世帯主や氏名が変わったとき★			
世帯を分けた、または一緒になったとき★			
修学のため、別に住所を定めるとき★※			

**注意** 【すべての手続きに必要なもの】  
 ・マイナンバーカード  
 (または通知カード)

★印が付いたものについては、町民課へ届け出をしてから国民健康保険係へお越しください。  
 ※修学のため転出する場合は、国保に届け出をしないと保険証が使えなくなります。修学を終えたときも、忘れずに届け出をしてください。

保健福祉課 国民健康保険係(131・133)

# 人間ドックを受診された方へ(国民健康保険・後期高齢者医療)

人間ドックを受診された方について、次の条件を満たされている場合、申請いただくことで町から助成金を支給しております。また、申請いただいた方は特定健診・長寿健診それぞれを受診したこととなります。

対象となる健診	令和5年度受診の人間ドック、 脳ドックまたはPETがん検診
助成金額	自己負担額の2分の1 ただし 1日ドックは <b>上限2万円</b> 2日ドックは <b>上限3万円</b>
助成対象者	・30歳以上の国民健康保険被保険者 ・後期高齢者医療被保険者
支給の条件	1被保険者で年1回。 ただし、次の条件を満たしていること。 <input checked="" type="checkbox"/> 令和5年度に特定健診・長寿健診を受診していない <input checked="" type="checkbox"/> 令和4年度以前の国保税・後期高齢者医療保険料の未納がない

- 申請に必要なもの

  - 診断結果
  - 領収書
  - 検診結果票
  - 被保険者証
  - 【国民健康保険の方】  
世帯主名義の通帳(振込先)
  - 【後期高齢者医療の方】  
受診者名義の通帳(振込先)